

日本航空の再建のための方策について

平成 21 年 11 月 10 日

内閣府特命担当大臣

財 務 大 臣

厚生労働大臣

国土交通大臣

内閣官房長官

日本航空の再建のための方策について、以下のとおり確認する。

1. 我が国の航空ネットワークを形成する上で重要な役割を果たしている日本航空の再建を、国民目線に立って確実に進める。
2. 日本航空の企業年金については、公的資金が年金支払いに充てられる形とならないよう、企業年金の削減に関して、法的措置を含む方策について引き続き検討を進める。
3. 再建期間中における日本航空の安全で安定的な運航の継続を確保するため、必要となる資金について関係金融機関により確実に融資が実行されるよう、以下のような対応を行う。

- (1) 日本航空から、資金繰り等の事情により航空機の運航に支障を生ずる事態があり得る旨の申出を受けた場合、国土交通大臣は、関係大臣と協議のうえ、当該事態が発生した場合には利用者の利便及び企業の活動に重大な影響を与えるおそれがある旨の認定を行う。
- (2) 認定を受けた日本航空に対する関係金融機関による融資について、適切な信用補完に関する予算及び法的措置を含む方策について検討する。